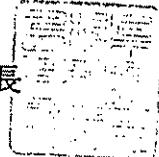


青発第186号
平成12年9月8日

各市町村長様
(保育所事務担当課)

島根県健康福祉部長
(青少年家庭課)
(薬事衛生課)



保育所等における衛生管理の徹底について（通知）

このことにつきましては「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日社援施第65号通知）等により衛生管理の徹底に取り組んでいただいているところですが、今年は腸管出血性大腸菌感染症が多発し、保育所内での低年齢児への二次感染も発生しています。

つきましては、別添「消化器系の感染症予防のための衛生管理の強化について」により、貴管内の保育所、へき地保育所等に対して予防対策の徹底等について周知いたします。

なお、別添の「1. 予防対策の強化」における「通常の場合」は、最低限の予防策を記載していますので、現在これ以上の予防策を講じている場合は、引き続き現状の予防策による対応を継続してください。また、「感染症の発生が疑われる場合」とは、下痢、軟便、腹痛、発熱などの症状がある児童が通常より多い場合等を想定していますが、保育所管理者での判断が困難な場合には、保健部局または健康福祉センターに協議のうえ対応を決めてください。

消化器系の感染症予防のための衛生管理の強化について

1 予防対策の強化

(1) 手洗いの徹底

<通常の場合>

- 児童の食事前及び排便後の手洗いを徹底すること。
- 低年齢児（状況により3歳児も含む）の食事前及び排便後の手洗いは、職員が毎回介助又は確認し、必要に応じて職員が児童の手指を清拭すること。
- 低年齢児の排便後の手洗いが容易に行える場所に手洗い設備を設けること。
- 手拭き用のタオルについては、確実に個人毎に区分し、適宜（1日数回）取り替えること。
(フェイスタオル又は通常のタオルを分割したもので可)

<感染症の発生が疑われる場合>

- 手拭き用のタオルは、使用の都度、新しいものと取り替えること。
(できればペーパータオルの使用が好ましい。)

(2) 消毒の徹底

<通常の場合>

- 保育室及び便所の床、取っ手等児童が直接触れる場所を毎日消毒すること。
- 遊具（おもちゃ）についても適宜（1～2日置き）、消毒を行うこと。
- 洗濯機についても適宜、消毒を行うこと。

<感染症の発生が疑われる場合>

- 遊具（おもちゃ）は毎日消毒すること。
(薬品による消毒ができない遊具（手作りおもちゃ、ぬいぐるみ等）は、日光に当てた上、当分の間使用をひかえること。)
- 砂場等、児童が直接手に触れる場所についても適宜、消毒を行うこと。

(3) 排泄物の適正処理

児童等の排泄物を介して感染が拡大することが考えられることから、特に排泄物等については、適正な処理を行うこと。

<通常の場合>

- 汚物処理容器については、児童の手の届かないところに保管すること。
- オムツ（下着類）の処理後には、石けんを用いて充分な手洗いを行うこと。
- 児童の身体を清拭するタオルは個人毎に専用のものを使用するか又は1人毎に交換すること。

<感染症の発生が疑われる場合>

- 排泄物を除去した布オムツ（下着類）は消毒を行った後に汚物処理容器にいれること。
(状況によっては紙おむつの使用も検討すること。)
- 汚物を処理し手洗いをした後に使用する手拭き用タオルについては、手洗いの都度、新しいものと取り替えること。
- おむつ交換には手袋（使い捨ての手袋が好ましい。）を着用することが望ましい。

(4) その他の対策

感染経路として、プールを使用した水遊び、砂場での遊び、泥遊びが考えられる。

<通常の場合>

- プール使用時には「学校における水泳プールの保健衛生管理」（別添抜粋）に準じて、プールの水質管理を行うとともに入水時には腰下部を清潔にすること。（組立式のプールも同様）
- ビニールプール等での水遊びは、上記を参考の上、水質の管理に十分に配慮すること。
- 泥遊び等の後は、十分に洗体又は手洗いを行うこと。

<感染症の発生が疑われる場合>

- プールの使用及び泥遊び等の実施について、その是非を検討すること。

2 健康管理の徹底

児童の健康管理の徹底を図るために、毎朝必ず児童の下痢、軟便、腹痛、発熱の有無等を調べる他、顔色をよく見るなど健康状態の観察を行い罹患児童の早期発見に努めること。

3 衛生教育等の開催

管理者は、保育所職員（保育士及び調理従事者等）や保護者に対して、手指の消毒、汚物の管理等について研修会を開催するなど正しい知識の普及に努めること。

また、健康福祉センターや市町村が実施する研修等に職員を積極的に参加させ、衛生管理についての知識及び意識の向上に努めること。

【参考】

一般細菌（赤痢、腸管出血性大腸菌等）の消毒方法

区分	消毒 剤 例	商 品 名
手指	0. 01%塩化ベンザルコニュウム液で手洗い	オスバン、逆性石けん等
床	0. 2%塩化ベンザルコニュウム液で清拭	オスバン、逆性石けん等
オムツ等	熱水洗濯（80°C・10分間） 0. 02～0. 1%次亜塩素酸ナトリウム液へ30分間浸漬 0. 1%塩化ベンザルコニュウム液へ30分間浸漬	80°C以上を保つこと ミルトン、ピューラックス等 オスバン、逆性石けん等
水道・ドアノブ	消毒用エタノールで清拭	消毒用エタノール
便器	洗浄後に0. 1%塩化ベンザルコニュウム液へ30分間浸漬 洗浄後に0. 05%次亜塩素酸ナトリウム液へ30分間浸漬	オスバン、逆性石けん等 ミルトン、ピューラックス等
洗濯槽	0. 2%塩化ベンザルコニュウム液で5分間以上放置、その後水洗い。 (0. 2%液：水50リットルに消毒液（原液）100ml)	オスバン、逆性石けん等

＊）消毒方法の詳細については、健康福祉センター等へ照会すること

学校における 水泳プールの保健衛生管理

財団法人 日本学校保健会

表一4-3 定期検査の方法と判定基準

定期検査の検査項目	定期検査の方法	判定基準
① プール本体の衛生状態等	清潔状況及び汚染源等について調べる。その際、プールの構造等にも配慮すること。	プール、プールサイド及び通路は、清潔でプール水を汚染する原因がないこと。
② 付属施設・設備及びその管理状況	足洗い、シャワー、腰洗い、洗眼・洗面、うがい等の施設・設備及び便所(専用便所であることが望ましい。)等の使用状況及び管理状況等について調べる。	足洗い、シャワー、腰洗い、洗眼・洗面、うがい等の施設・設備及び便所等は、入泳人員に対し十分な能力を有し、故障等がなく、衛生的であること。
③ 処理消毒設備及びその管理状況	ア、プール水の塩素消毒の方法、設備及び管理状況を調べる。 イ、プール水の処理の方法、設備及び管理状況を調べる。	ア、塩素剤の種類は、塩素ガス・次亜塩素酸ナトリウム液・次亜塩素酸カルシウム、塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。塩素剤の注入は、連続注入式であることが望ましく、この場合塩素濃度の分布が均一になるよう注入配管が配置され、安全適切な方法で使用されていること。(以下略) イ、循環処理式の場合には、ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が、プール容積及び利用者数に比して十分でありその管理が當時確実に行われていること。 処理設備がない場合は、汚染を防止するために、1週間に1回以上換水し、換水時にプールを十分清掃していること、また腰洗い槽を設置することが望ましい。排水口及び循環水の取り入れ口の網、格子状のもの等が正常な位置にあることを確認していること。
④ 水質 ア、水素イオン濃度 イ、濁度 ウ、遊離残留塩素 エ、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) オ、大腸菌群及び一般細菌	ア、水素イオン濃度、濁度、有機物等及び一般細菌については、水道法第4条第2項の規定に基づく水質基準に関する省令の検査方法に準じて行う。 イ、遊離残留塩素については、上水試験方法(社団法人日本水道協会)の検査方法に準じて行う。 ウ、大腸菌群については、プール水50mlを乳糖ブイヨン発酵管で48時間培養する。	ア、プールの原水:原水は、飲料水の基準に適合するものであることが望ましい。 イ、水素イオン濃度:水素イオン濃度は、pH値5.8以上8.6以下であること。 ウ、濁度:濁度は、3度以下であること。 エ、遊離残留塩素:遊離残留塩素濃度は、プールの対角線上3点以上を選び、表面及び中層の水について測定し、すべての点で0.4mg/l以上であること。また、1.0mg/l以下であることが望ましい。 オ、有機物等:過マンガン酸カリウム消費量は、12mg/l以下であること。 カ、大腸菌群及び一般細菌:大腸菌群は検出されてはならない。一般細菌数は、1ml中200コロニー以下であること。
⑤ 入場者の管理状況	入場者の管理状況について調べる。	事前にプールの衛生的な使用方法についての指導が行われていること。 事前に健康診断等により入場者の健康状態の把握が行われていること。 水泳をしようとする者には、水泳前に足を洗わせ、シャワーその他によって十分身体を清潔にさせた後、入場させていること。 用便後再び入場するときは、身体を十分に洗浄できるための処置が講じられていること。
⑥ 日常の管理状況	日常点検の記録を調べる。	日常点検が確実に行われ、管理状況が良好であること。